制定 平成23年1月28日 最終改正 平成31年3月14日

(目的)

第1条 この実施基準(以下「本実施基準」という。)は、地方独立行政法人岩手県工業技術センター (以下「法人」という。)において国、地方公共団体並びに国が所管する独立行政法人及び国立研究 開発法人等(以下「配分機関」という。)から配分される競争的資金を中心とした研究資金(以下「公 的研究費」という。)に基づく研究活動を適正に運営・管理するために必要な事項を定めることを目 的とする。

(責任体制)

- 第2条 最高管理責任者は理事長とする。最高管理責任者は、法人全体を統括し、公的研究費の運営・ 管理について最終責任を負う。
- 2 統括管理責任者は副理事長とする。統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について法人全体を統括する実質的な権限と責任を持つ。
- 3 コンプライアンス推進責任者は経営企画統括部長とする。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、法人内各部における公的研究費の運営・管理について指揮監督を行う実質的な権限と責任を持つ。
- 4 最高管理責任者は、公的研究費の不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(適正な運営・管理の基礎となる環境の整備)

- 第3条 最高管理責任者は、法人における公的研究費の不正(以下「不正」という。)を誘発する要因の把握に努め、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものとする。
- 2 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、公的研究費を使用及び管理する者に対し、不 正防止に係る研修又は説明会等を実施し、遵守事項等の意識付けを図り、公的研究費の適正な運営・ 管理が行われるよう必要な措置を講じるものとする。

(不正防止計画の策定等)

第4条 最高管理責任者は、全体の観点から不正を防止するため、企画支援部に不正防止計画推進部署 を置き、不正防止計画を策定し、実施する。

(事務処理手続の相談窓口)

第5条 公的研究費の使用に関する事務処理手続及び使用ルール等に関する法人内外からの相談を受け付ける相談窓口は、総務部経理担当とする。なお、特別な使用ルールが定められている公的研究費に関する相談については、総務部経理担当と企画支援部管理担当が連携して相談を受け付けることとする。

(規程類の遵守等による適正な予算執行)

- 第6条 法人職員は、公的研究費の執行にあたり地方独立行政法人岩手県工業技術センター会計規則、 地方独立行政法人岩手県工業技術センター契約実施規程、地方独立行政法人岩手県工業技術センター 旅費規程等の規程を遵守するほか、関係法令及び配分機関が定める各種の規程類を遵守し、適正な執 行に努めなければならない。
- 2 発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するよう、総務部に検収担当者を 置き、納品検査、検収業務を行う。

(内部監査)

- 第7条 公的研究費の適正な運営・管理のため、内部監査を実施する。
- 2 内部監査は、地方独立行政法人岩手県工業技術センター内部監査実施細則に準じて最高管理責任者が任命した職員が行う。

(通報窓口)

- 第8条 不正に関する通報(以下「通報」という。)を受け付けるため、法人内に通報受付窓口(以下「通報窓口」という。)を設置する。通報窓口は、地方独立行政法人岩手県工業技術センター職員公益通報制度実施要綱(以下「要綱」という。)に定める公益通報窓口と同一のものとし、公的研究費に係る通報の業務においては外部からの通報も受け入れるものとする。
- 2 通報を受けた場合、その後の処理は要綱及び本実施基準に基づいて行い、不正があるとされた場合には、最高管理責任者は是正措置及び再発防止措置を講じなくてはならない。

(通報の取扱い)

- 第9条 通報を受けたときは、当該通報に関する通報窓口による調査(以下「調査」という。)の必要性を十分に検討し、受付から30日以内に調査の要否を判断するとともに、調査の要否を配分機関に報告する。
- 2 不正に関する報道及び会計検査院等の外部機関からの指摘があった場合は、前項と同様に取り扱う。

(調査体制)

- 第10条 調査の公正かつ透明性を確保する観点から、調査には法人に属さない有識者に参加を求める ものとする。
- 2 前項の有識者は、法人、通報を行った者(以下「通報者」という。)及び調査の対象者(以下「調 査対象者」という。)と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(研究費の一時的執行停止)

第11条 法人は、必要に応じて調査対象者に対し、調査の対象となる公的研究費の使用停止を命じることができる。

(認定)

第12条 通報窓口は、調査の結果を受け、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(配分機関への報告等)

- 第13条 法人は、調査の実施に際し、調査の方針、対象及び方法等について配分機関に報告し、協議 を行う。
- 2 法人は、通報の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の 公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止措置等を含む最終報告書を配分機関に提出する。 期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 3 法人は、調査の過程で不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに前条の認定結果を配分機 関に報告する。
- 4 法人は、配分機関の求めがあった場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 5 法人は、調査に支障があるなどの正当な理由がある場合を除き、配分機関が調査の対象事案に係る 資料の提出又は閲覧及び現地調査の受入れを要求した場合、これに応じるものとする。

(調査結果の通知)

第14条 通報窓口は、調査対象者及び通報者に対して調査結果を通知するものとする。

(不正に対する処分)

- 第15条 内部監査等の監査又は通報を受けての調査によって不正があると認められる場合、最高管理 責任者は地方独立行政法人岩手県工業技術センター就業規則に基づき、懲戒処分を行うものとする。
- 2 不正に関与した業者については、取引停止等の必要な措置を行うものとする。

附則

この基準は、平成23年1月28日から施行する。

附則

- この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この基準は、平成 28 年 2 月 19 日から施行する。 附 則
- この基準は、平成31年3月14日から施行する。